

# 平成30年度 第2回鶴岡市文化会館利活用会議

日時：平成30年12月14日（金）

18時30分～

場所：荘銀タクト鶴岡 小ホール

## 次 第

1 開 会

2 挨拶

3 協 議

(1) 運営主体のあり方について

4 その他

5 閉 会

## 鶴岡市文化会館利活用会議 経過報告

平成30年1月から4回にわたり開催した鶴岡市文化会館利活用会議において、これまで策定してきた管理運営実施計画など各種計画を踏まえながら、管理運営主体のあり方をはじめ、想定する管理運営費を基にした事業規模のあり方などについて協議いたしました。

平成29年度 第1回会議 平成30年1月11日

○主な協議題：指定管理者制度導入の時期について

市が、新しい文化会館の維持管理費や人員体制をどれだけ必要か把握したうえで、指定管理者に運営を引き継いでいくことが望ましいとの結論を得たことから、市では、当面は直営で運営を行うこととし、指定管理の導入時期の延期のため、3月定例議会で文化会館設置及び管理条例の一部を改正しました。

<条例改正案>

指定管理の導入時期の改正

改正前：平成30年4月1日

改正後：平成33年4月1日までの間において規則で定める日

平成29年度 第2回会議 平成30年2月16日

○主な協議題：運営主体のあり方について

芸文協は運営主体としてではなく、パートナー的存在として関わっていただくことが望ましいとの意見が多く、芸文協への内部協議を促しました。

会議後、芸文協では指定管理について内部協議を行い、経過と要望として資料をまとめ、本会議に提出されました。

平成29年度 第3回会議 平成30年3月14日

○主な協議題：運営主体のあり方について

芸文協からの管理運営を担いたいとの要望、委員からの運営主体には専門的能力が必要、市が支援して芸文協を運営主体に育ててほしい、新組織の設立や既存組織の活用といった意見が出されました。

具体的な運営主体については、平成30年度も利活用会議で引き続き検討し、結論を得たいと考えています。

平成30年度 第1回会議 平成30年8月8日

○主な協議題：運営主体のあり方について

芸文協は運営主体というより、市の文化振興をアーティスト側として担い、施設を利用していく立場でタクトを最大限利用するのが一番良い。既存の開発公社や出羽庄内国際交流財団の場合は、専門的な人材確保や舞台芸術の経営に課題が出てくるため、新しい組織を作る方が良い。新しい組織の場合出資金等の負担も伴うので十分な調査が必要。若者の定着に目を向けた取り組みが必要。とのご意見がありました。

次回までに、各委員から運営主体のあり方について検討いただくこととなりました。

平成 30 年 11 月 5 日

鶴岡市文化会館利活用検討委員会

委員長 山口 朗 様

特定非営利活動法人 鶴岡市芸術文化協会

会長 東山 昭 子



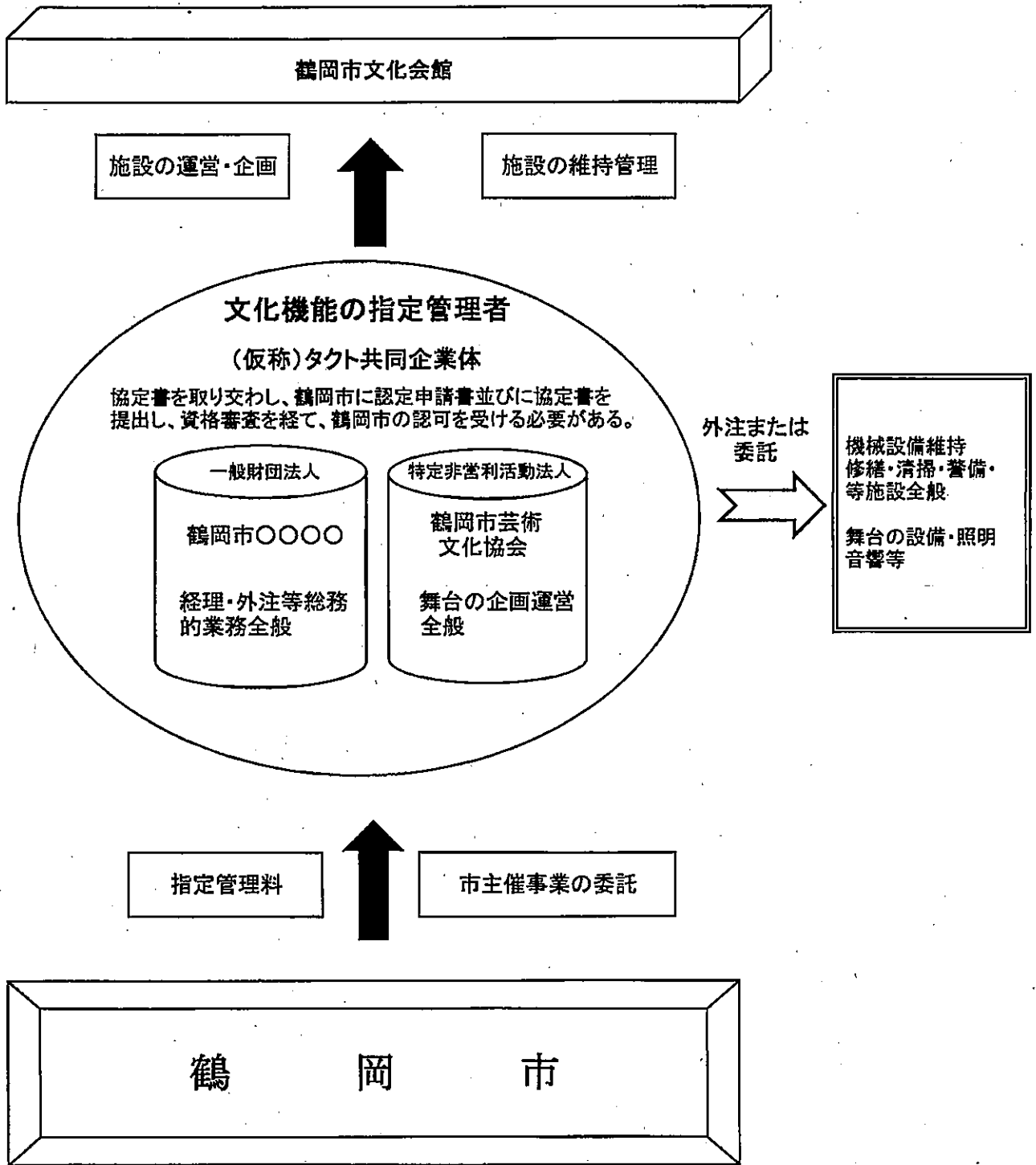
## 荘銀タクト鶴岡 指定管理者に係る新たな提案

「荘銀タクト鶴岡」の管理運営に関わり、最長3年間の直営が決まりましたから、早くも半年近くが経過しようとしています。検討委員会では、様々の観点から真摯に見直しがなされてきていると存じます。諸般の経費につきましても、当初指摘された不具合も補修され、通年の活動の中で、概略的にその管理運営に関わる財政的な見通しもなされてきているものとも思います。この間、業務委託を受け派遣しております当会職員も、日常業務の中でプロパーとしての力を確実に身につけて来ていることに感謝しております。また「荘銀タクト鶴岡」を訪ねた方、公演で活用した多くの方々に、素晴らしい文化施設であるの評価を得続けておりますことは、同慶の至りであります。

この間、当協会におきましても、市内一等地に建つ「荘銀タクト鶴岡」を街づくり・芸術文化振興の拠点施設として、幼少から高齢者まで、障がい者も健常者も、市内各区域に居住する方々も老若男女ともに心豊かに生きるために集まれる場所としての在り方を検討して参りました。その一環としての県民芸術祭開幕公演も、加盟団体のほか賛同してくださる市民各層の協力で、鶴岡の持つ芸術文化力の高さを内外に発信することが出来ました。「支える 育てる 高める」の会館目標に沿う大方の活動に、広く当市芸術文化の振興を期して無償のボランティアとして中核的に活動を展開してくれている当会加盟団体の熱意と、専門的なネットワークを思うとき、単なる「利用団体」でないことも明確であると、誇りを新たにしています。これは昭和23年以来、行政と連携し、鶴岡市芸術文化協会が各所で展開してきた市民と直結して交流し、感動を共有しながら、質の高い文化活動を展開してきた成果であるとも考えます。

その間、組織上の様々を検討する中で、今新たに「荘銀タクト鶴岡」の管理運営の受託について再考致しました。育ってきた職員を定着させ、安定した雇用と事業展開、リスク管理など長期的展望に立つ運営を可能にする態様のために、客観的に考え、他の既存団体様との共同企業体を成立させ、互いに責任ある立場で補完し合う在り方を望み、別紙のような組織体制で臨みたい意向であります。検討委員会宛にすでに提出しておりました平成30年3月7日付「「荘銀タクト鶴岡」の運営主体に関する経過と要望」とは異なる提案となります。共同企業体での指定管理は広く実施されている実情があります。残る2年間で準備期間とし、定款や規程集を整え、事業内容・財政案件などを整備し、指定管理団体として力強い、市民力を結集できる運営を図る中で、心豊かな活気のある街づくりに貢献してゆきたいと願っております。

### 荘銀タクト鶴岡の管理運営基本フレーム(案)



## 平成30年11月5日付提案書に関する確認事項に関する件

## ○確認事項

【問①】一般的な事例として、運営主体は常に公平性を問われることから、運営主体自らに対しての減免制度や優先利用については自制が求められますが、利用団体でもある特定非営利活動法人鶴岡市芸術文化協会（以下：芸文協）のお考えはいかがでしょうか。

## 回答①

芸術祭については、鶴岡市教育委員会と共催で実施しておりますが、今後ともこの形で実施、継続することにしております。

今年の芸術祭については9公演で利用しましたが、何れも教育委員会が主導し、会場の割り当てをしたもので、優先利用ではありません。今後もこの制度を引継いでいかなければならないと考えております。

減免制度については、市条例に基づき市が決めることでもあり、芸文協の一存で、決められることではないと考えております。

【問②】文化会館の事業、管理運営を承認する運営委員会（仮称）は、市の方針に沿って適切に実施されているかを承認するために、組織することを想定しています。一般的に、公平性を確保するため、提案する立場である運営主体は、運営委員会では事務局の立場であり、意見し承認する立場にある委員にはなれないと思われませんが、芸文協のお考えはいかがでしょうか。

## 回答②

事務局の立場で、説明することはありますが、委員会メンバーとして入る必要はないと考えております。

【問③】一般的な事例として、運営上の事案（トラブル発生等）について、指定管理団体の役員にも責任が発生する場合がありますが、運営主体を目指す芸文協の役員についても同様の事案が発生した場合、芸文協のお考えはいかがでしょうか。

## 回答③

トラブル発生時は、責任をもって対処致します。トラブルが発生しないように事前の計画を細かに検討していかなければと考えております。

【問④】 指定管理を受けることのメリットデメリットについて、一般の会員の理解を得ることが必要と思われませんが、芸文協のお考えはいかがでしょうか。

回答④

これまで、芸文協はこの地域で芸術文化の発展、振興のため努力して参りました。これらの活動を通じて、地域の実情を把握している芸文協が指定管理者を引き受ける立場にあると考えております。理事会が管理者として直接の責任を持たなければ成りませんが、様々な課題などについては、総会の場や、芸文だよりで、理解を得るための努力をして参ります。

【問⑤】 J Vになる場合には、総務部門を受け持つものが代表者になることが一般的で、芸文協は副となると思われませんが、芸文協のお考えはいかがでしょうか。

回答⑤

総務部門が代表者となることで協定書案を作っており、この案に沿って協議して参ります。

以上の通り回答申し上げますので、お取り計らい方、宜しく願い申し上げます。

平成30年11月29日

特定非営利活動法人 鶴岡市芸術文化協会

会長 東山 昭子

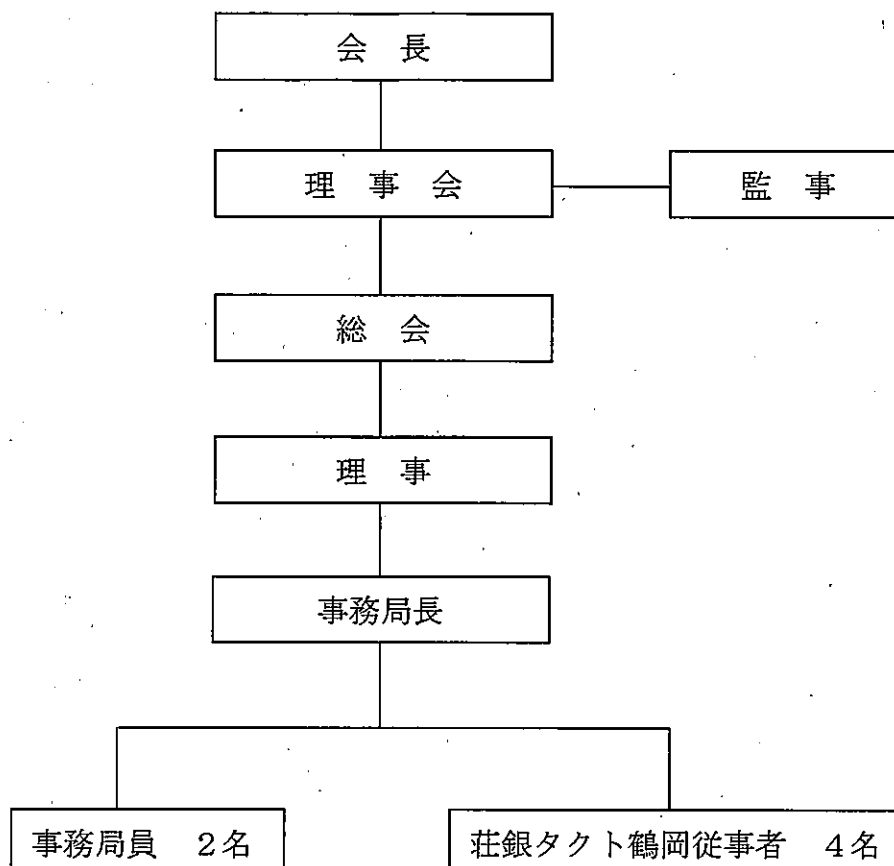


運営主体の比較検討

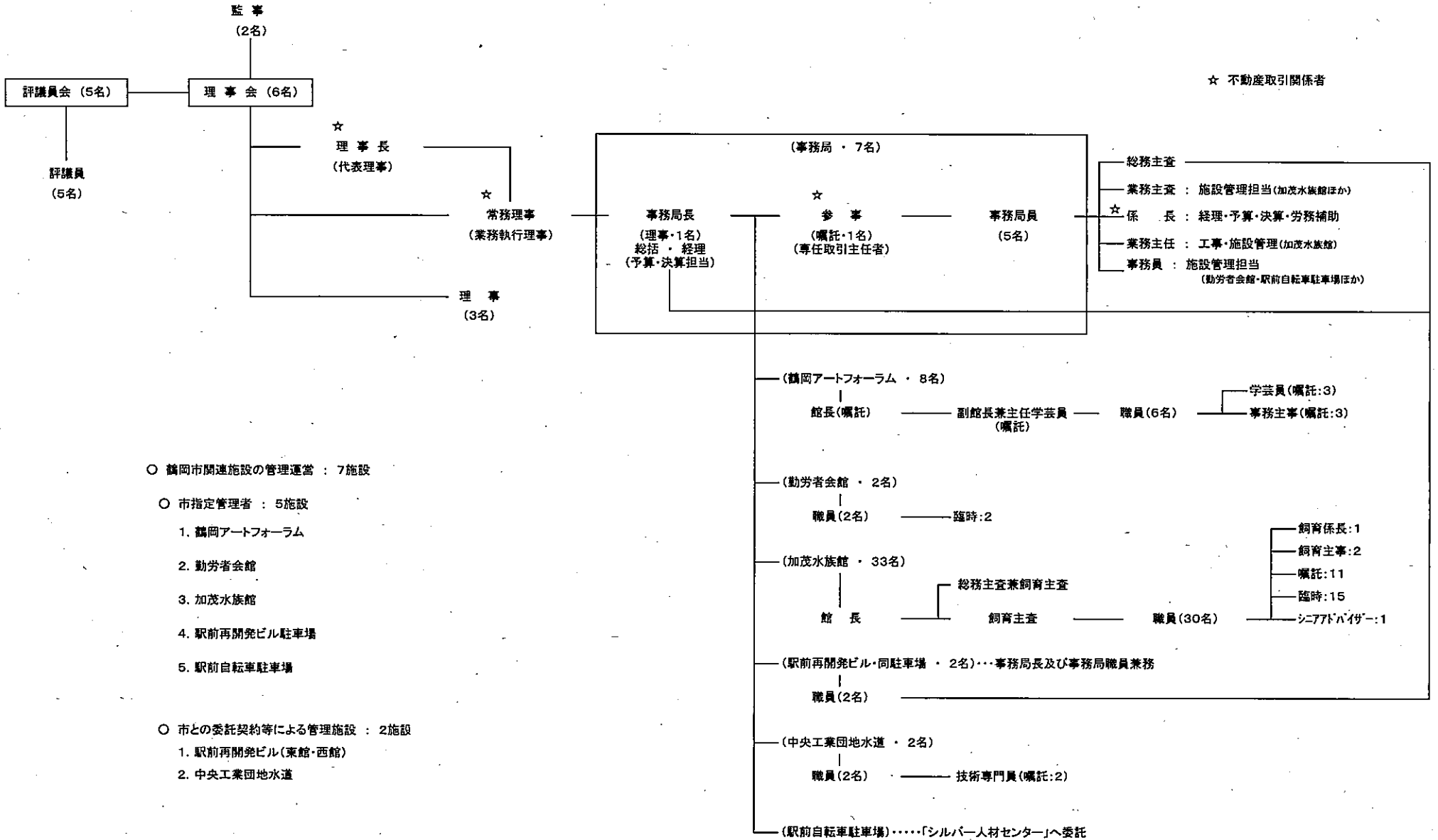
項目	鶴岡市芸術文化協会	鶴岡市開発公社 【旧館指定管理者】	出羽庄内国際交流財団	芸術文化振興財団 【新設】	鶴岡市芸術文化協会と 既存団体のJV
市施策との連携	芸術文化振興を主目的にした団体であるが、団体の運営方針と市の方針との整合性を取る必要がある	市の方針に沿った施策展開ができる	市の方針に沿った施策展開ができる	芸術文化振興を主目的にした団体であり、且つ新規に立ちあげるため、より市の方針に沿った施策が展開できる	芸術文化振興を主目的にした共同体であり、且つ既存団体も運営に加わることから、市の方針に沿った施策展開ができる
職員雇用による特徴	事業系の専門人材を一定程度雇用しているが、総務系の人材を募集する必要がある。	専門人材を新規に募集する必要がある	専門人材を新規に募集する必要がある	専門人材を新規に募集する必要がある	事業系、総務系ともに、専門人材を一定程度雇用している
組織体制	29年度に事業系職員を雇用し実績を積み上げているが、総務系については今後の構築になる	旧会館の指定管理者の経験値がある。総務系は複数施設の管理経験があり、しっかりしているが、事業系は今後の構築になる	総務系は経験もあり、しっかりしているが、事業系は今後の構築になる	すべてを一からつくるため、目的に沿った組織体制を整えやすいが、設立まで一定の期間を必要とする。	29年度に事業系職員を雇用し実績を積み上げており、また、総務系については経験のある既存団体が担うことができる
公平性の確保	利用者団体と運営主体が同一になるため、公平性を確保するための工夫が必要	利用者団体との利害関係は少ないが、既存団体のため関係機関との公平性に工夫が必要	利用者団体との利害関係は少ないが、既存団体のため関係機関との公平性に工夫が必要	新設のため、既存団体に比べ、利害関係はほぼない	利用者団体が運営主体に入るため、公平性を確保するための工夫が必要
自主事業の実施	芸術文化に精通した職員がいても、団体の運営方針と整合性を取る必要がある	芸術文化に精通した職員を採用できないと、質の高い自主事業は期待できない	芸術文化に精通した職員を採用できないと、質の高い自主事業は期待できない	芸術文化に精通した専門財団であるため、目的に沿った質の高い自主事業の展開が期待できる	芸術文化に精通した共同体であり、広域的なネットワークもあることから、ニーズを捉えた質の高い事業を行うことができる
主なメリット	・地域の芸術文化事情に精通し、市内外に広域なネットワークを有している	・既存法人のため初期投資がかからない ・市公共施設の施設管理に知見がある	・既存法人のため初期投資がかからない ・改正法をふまえた今までの芸術施策について有機的な連携が図られ易い	・芸術文化振興を目的に設置されるので、目的に沿った効果が期待できる	・地域の芸術文化事情や市公共施設の施設管理など、それぞれの得意分野を活かした市民サービスが図りやすい。
主なデメリット	・団体内の既得権の払拭や運営方針の一致など、専門人材を活かすための環境づくりが必要 ・利用者団体と運営主体が同一になるため、公平性の確保が課題である	・ソフト事業に知見がある職員の採用の可否によって、自主事業の質が大きく左右される	・ソフト事業に知見ある職員の採用の可否によって、自主事業の質が大きく左右される ・国際交流に特化した財団であるため、芸術文化事業のノウハウはほぼない	・新設のため、設立費用、初期投資及び組織づくりのための時間がかかる ・専門人材の確保が早急に必要	・共同体であるため、JV内での責任分担を明確化する必要がある ・JV内での定期的な情報共有が必要となる



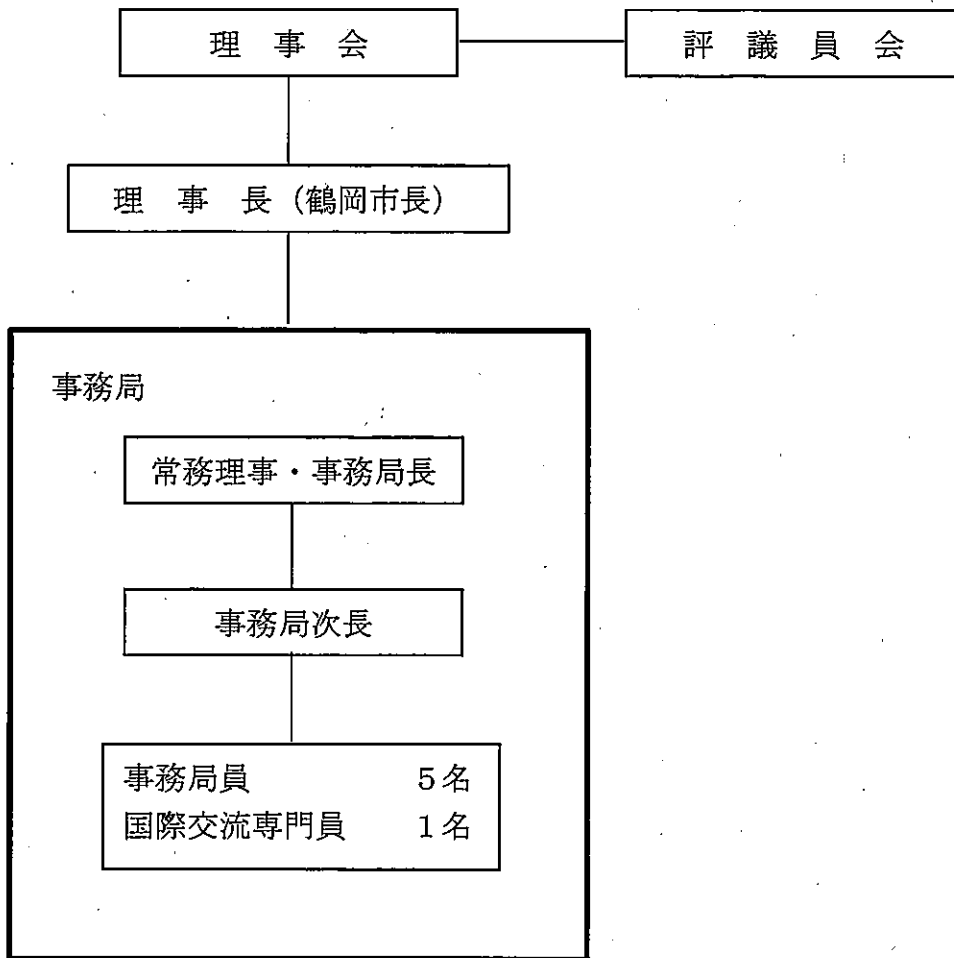
特定非営利活動法人 鶴岡市芸術文化協会



(一財)鶴岡市開発公社・組織図(平成30年4月現在)



公益財団法人 出羽庄内国際交流財団



芸術文化振興財団(仮称)組織図(案)

